

(4) 道路資産の長期維持管理、大規模維持修繕計画の策定について

道路資産は、予防保全を主体とした維持管理を行っていく必要があります。道路構造物の損傷を早期発見し、計画的に修繕を行うことにより老朽化を防止することを目的として、5年ごとに定期点検を実施しています。また、当社が管理する対象施設の維持管理を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を占める計画として、「広島高速道路公社インフラ長寿命化計画」（以下「行動計画」といいます。）を平成29年3月に策定しました。行動計画では、道路構造物のきめ細やかな点検、適切な補修・補強、長期的な安全性を確保するための大規模な修繕等、維持管理の高度化、効率化等の安全・安心を追求する取組を取りまとめ、将来にわたって広島高速道路の機能を発揮するとともに、維持管理の高度化・効率化によるメンテナンスサイクルの継続的な発展につなげることを目的としています。

(5) 訴訟等について

① 広島地方裁判所 平成25年（ワ）第262号

二葉山トンネル建設工事差止請求事件

本件事件は、広島高速5号線トンネルの建設ルートの直上にある団地の住民を中心に結成された原告らにより、当該トンネルの掘削工事により周辺地盤の沈下等の被害が生ずるとして当該建設工事の差し止めを求めて、平成25年2月26日に広島地方裁判所に提訴されたものです。

当社としては、掘削工事による住民の生活に支障を与えるような影響は予測されず、当該建設工事の安全性に問題はないとして、裁判所に原告らの請求を棄却するように判決を求め、平成29年9月20日の第24回口答弁論において審理が終了し、平成30年1月31日に原告らの請求は棄却されました。

② 広島簡易裁判所 平成25年（公）第1号

二葉山トンネル工事に伴う損害についての調整調停事件

本件事件は、広島高速5号線トンネルの建設ルートの直上にある団地の住民により、当該トンネル建設工事の安全性について十分な説明がなされていないとして、平成24年12月20日に広島簡易裁判所に申立てがなされたものです。

当社としては、当該建設工事の安全性について申立人側の理解が得られるよう、引き続き調停の場において説明を行ってまいります。

現時点（平成29年11月30日現在）までに22回の調停が実施され、調停条項（合意内容）の作成に向けて、具体的な話し合いを進めています。